

## 米国における間接侵害の成立要件に係る CAFC 大法廷判決

2012年09月24日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

米国特許法には二つのタイプの間接侵害が規定されており\*1、一つは、米国特許法第 271 条(b)項の規定 (induced infringement) であり、他の一つは米国特許法第 271 条(c)項の規定(sale of a component of a patented invention) です。

#### 米国特許法第 271 条(b)項

- (a) 本法に別段の定めがある場合を除き、特許の存続期間中に、権限を有することなく、特許発明を合衆国において生産し、使用し、販売の申出をし若しくは販売する者、又は特許発明を合衆国に輸入する者は、特許を侵害することになる。
- (b) 積極的に特許侵害を誘発する者は、侵害者としての責めを負わなければならない。
- (c) 特許された機械、製造物、組立物若しくは組成物の構成要素、又は特許方法を実施するために使用される材料若しくは装置であって、その発明の主要部分を構成しているものについて、それらが当該特許の侵害に使用するために特別に製造若しくは改造されたものであり、かつ、一般的市販品若しくは基本的には侵害しない使用に適した取引商品でないことを知りながら、合衆国において販売の申出をし若しくは販売し、又は合衆国に輸入する者は、寄与侵害者としての責めを負わなければならない。

米国特許法第 271 条(b)項は、第三者へ積極的に特許侵害を教唆（誘導）した場合（**侵害教唆**）に係るものです。なお、米国特許法第 271 条(b)項には、特許侵害を教唆した者の意思（侵害された特許の存在を認識して、第三者に特許侵害を教唆したか否かについて立証することの必要性）については言及されていません。また、米国特許法第 271 条(b)項には、文言上、侵害行為の実施が唯一の当事者によるものか、あるいは多数当事者によるものかについては言及されていません。

一方、米国特許法第 271 条(c)項は、特許のクレーム発明の重要な構成要素を特許侵害者に販売することによる**寄与侵害**に係るものであり、販売した構成要素が特許侵害に用いられることを認識していたか否かに基づいて、寄与侵害の成否が判断されます。

このたび、2012年8月31日に、米国特許法第 271 条(b)項に係る特許侵害成否の今後の判断に大きな影響を与える CAFC 大法廷判決 (Akamai Technologies, Inc. v. Limelight Networks, Inc. and McKesson Technologies, Inc. v. Epic Systems No. 2010-1291) が下されました。

\*1 米国特許法第 271 条(a)項は、直接特許侵害を行った場合を規定しており、侵害したと特許の存在を認識していたか否かに関係なく、侵害行為があったことだけで特許侵害の責を負うことになります。

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

**【 連絡先 】** 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

**【無断複製・転載禁止】**

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.